

昭和五十一年政令第九十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令

内閣は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項、第二条の四第一項、第二条の八第一項、第八条第一項、第二十三条第一項及び第二十四条の四から第二十六条までの規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜等）

第一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、次に掲げるとおりとする。

- 一 牛、馬（農林水産大臣が指定するものを除く。）、豚、めん羊、山羊及び鹿
- 二 鶏及びうずら
- 三 蜜蜂
- 四 ぶり、まだい、ぎんざげ、かんばち、ひらめ、とらぶぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐる、くるまえば、こい（農林水産大臣が指定するものを除く。）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他のいわな属の魚であつて農林水産大臣が指定するもの

（特定飼料等）

第二条 法第五条第一項の政令で定める飼料及び飼料添加物は、次に掲げるとおりとする。

- 一 落花生油かす（農林水産大臣が指定する地域において生産された落花生を原料とするものに限る。以下同じ。）
- 二 抗菌性物質製剤（化学的に合成された抗菌性物質の製剤で農林水産大臣が指定するものを除く。別表において同じ。）

第三条 法第二十一条第一項（法第二十一条第三項）及び第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第四条 法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める費用は、法第二十一条第三項において準用する法第七条第四項（法第二十一条第三項）において準用する法第二十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間

項において準用する場合を含む。）、法第二十一条第五項並びに法第三十条第三項において準用する法第七条第四項（法第三十条第三項）において準用する法第二十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、及び法第二十一条第五項の検査並びに法第二十一条第三項において準用する法第十条第一項（法第二十一条第三項）において準用する法第二十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、並びに法第三十条第三項において準用する法第十条第一項（法第三十条第三項）において準用する法第二十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、の調査のため農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が当該検査又は調査に係る事業場、倉庫その他の場所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張をする職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

第五条 法第二十五条第一項の政令で定める飼料及び飼料添加物は、次に掲げるとおりとする。

- 一 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
- 二 抗菌性物質製剤その他次号に掲げる飼料添加物で農林水産大臣が指定するものを含む飼料
- 三 法第三条第一項の規定によりその成分につき規格が定められた飼料添加物

第六条 法第三十二条第一項の政令で定める飼料は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉及び血粉
- 二 二種以上の飼料を原料又は材料とする飼料（農林水産大臣が定める形状を有するものを除く。）

第七条 法第三十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（都道府県知事の経由）

第八条 法第五十条第一項、第三項又は第四項の規定により農林水産大臣に対してする届出は、当該届出をする者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を經由してしなければならない。

（手数料の額）

第九条 法第六十条第一項から第三項までに規定する者が同条第一項から第三項までの規定により納付しなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。

- 1 法第六十条第四項に規定する者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき五百七十円とする。
- 2 法第六十条第五項に規定する者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一件につき四百四十円とする。

（輸出用飼料等に関する特例）

第十条 法第四条及び第五条第一項の規定は、飼料又は飼料添加物の輸出のための製造、保存、輸入若しくは販売又は試験研究の用に供するため製造、使用、輸入若しくは販売については、適用しない。

（都道府県の処理する事務）

第十一条 法第三十三条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、製造業者で飼料を製造し、若しくは販売する事業場が一の都道府県の区域内のみにあるもの又は販売業者に係るものは、都道府県知事が行うこととする。

都道府県知事は、前項の規定に基づき法第三十三条第一項の指示をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、飼料の安全性の確保又は品質の改善を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

都道府県知事は、第三項本文の規定に基づき法第五十六条第一項の規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させた場合における同条第七項の規定による当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表は、当該都道府県知事が行うこととする。

（事務の区分）

第十二条 この政令の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（製造業者又は輸入業者に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 1 前条第三項の規定により都道府県が処理することとされている法第五十五条第一項の規定による報告の徴取並びに法第五十六条第一項の規定による立入検査、質問及び収去（法第二章の規定の施行に關するものに限る。）
- 2 前条第四項の規定により都道府県が処理することとされている法第五十六条第七項の規定による公表及び前条第六項の規定による報告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）

附則 抄

この政令は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十八号）の施行の日（昭和五十一年七月二十四日）から施行する。

飼料の品質改善に関する法律の規定による農林大臣の権限の一部を委任する政令（昭和三十一年政令第三百九号）は、廃止する。

特定飼料等の製造業者、輸入業者又は販売業者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から六月間は、法第二条の四第一項の規定にかかわらず、特定飼料等で当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示が付されていないものを販売することができる。

この政令の施行前に特定飼料等又はその容器若しくは包装に付された表示については、施行

都道府県知事が前項の規定に基づき法第五十六条第一項の規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させた場合における同条第七項の規定による当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表は、当該都道府県知事が行うこととする。

都道府県知事は、第三項本文の規定に基づき、法第五十五条第一項の規定により報告を徴し、又は法第五十六条第一項の規定により立入検査、質問若しくは収去をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（事務の区分）

第十二条 この政令の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（製造業者又は輸入業者に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 1 前条第三項の規定により都道府県が処理することとされている法第五十五条第一項の規定による報告の徴取並びに法第五十六条第一項の規定による立入検査、質問及び収去（法第二章の規定の施行に關するものに限る。）
- 2 前条第四項の規定により都道府県が処理することとされている法第五十六条第七項の規定による公表及び前条第六項の規定による報告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）

附則 抄

この政令は、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十八号）の施行の日（昭和五十一年七月二十四日）から施行する。

飼料の品質改善に関する法律の規定による農林大臣の権限の一部を委任する政令（昭和三十一年政令第三百九号）は、廃止する。

特定飼料等の製造業者、輸入業者又は販売業者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から六月間は、法第二条の四第一項の規定にかかわらず、特定飼料等で当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示が付されていないものを販売することができる。

この政令の施行前に特定飼料等又はその容器若しくは包装に付された表示については、施行

都道府県知事が前項の規定に基づき法第五十六条第一項の規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させた場合における同条第七項の規定による当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要の公表は、当該都道府県知事が行うこととする。

日から六月間は、法第二条の五第一項の規定は、適用しない。

5 施行日から六月間に特定飼料等の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定飼料等で当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に法第二条の四第一項の表示が付されていないものを販売した場合におけるその特定飼料等については、法第二条の七(第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

6 第三条に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者は、施行日から六月間は、法第二条の八第一項に規定する飼料製造管理者を置くことを要しない。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年七月二日政令第一七〇号)

この政令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十八年八月一日)から施行する。

附 則 (昭和五九年四月一三日政令第九九号)

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一月二二日政令第三一七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二五日政令第六〇号)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五八号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日政令第一九九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。(施行期日)

2 ぎんざげに使用される飼料又は当該飼料に用いられる飼料添加物で飼料の安全性の確保及び

品質の改善に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第三条に規定する飼料又は飼料添加物に該当するものの製造業者は、この政令の施行の日から六月間は、当該飼料又は飼料添加物(ぎんざげ以外の施行令第一条に規定する動物にも使用される飼料又は当該飼料にも用いられる飼料添加物を除く。以下「ぎんざげ用飼料等」という。)を製造する事業場であつてぎんざげ用飼料等以外の施行令第三条に規定する飼料又は飼料添加物を製造しないものについては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条の八第一項に規定する飼料製造管理者を置くことを要しない。

附 則 (平成三年三月一九日政令第四〇号)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二四日政令第七三三号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月二七日政令第二五二一号)

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日(平成六年九月一日)から施行する。

附 則 (平成九年三月二六日政令第七六四号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二二日政令第四一六号) 抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この政令の施行前に第三十四条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第七條第一項又は第二項の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第二百七十条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第九條第一項(昭和二十八年法律第三十五号)第九條第一項の規定により指示し、同法第二十条第一項の規定により報告を徴し、又は同法第二十一条第一項の規定により立入検査、質問若しくは収去を

した場合については、第三十四条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第九條第二項及び第六項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二二年三月二四日政令第九六号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三三三三号) 抄

1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二五日政令第二三七七号)

この政令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の施行の日(平成十四年七月四日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日政令第二七二七号) 抄

第一条 この政令は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

(技術的読替え)

第二条 改正法附則第七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「旧法」という。)の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五條第一項	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(平成十五年法律第七十四号)以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)第二十七條第一項
第五條第二項	新法第二十七條第一項
第五條第三項	新法第二十七條第一項

第五條の次條第一改正法附則第七條第三項の第一項又は第三項

第五條の第二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第五條の第二十一項若しくは第二十二項

第二十四條の三	この法律第五條の二第一項又は第二項の規定による処分
第七條の二	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(平成十五年法律第七十四号)以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「新法」という。)第二十七條第一項
第七條の三	新法第二十七條第一項
第七條の四	新法第二十七條第一項
第七條の五	新法第二十七條第一項
第七條の六	新法第二十七條第一項
第七條の七	新法第二十七條第一項
第七條の八	新法第二十七條第一項
第七條の九	新法第二十七條第一項
第七條の十	新法第二十七條第一項
第七條の十一	新法第二十七條第一項
第七條の十二	新法第二十七條第一項
第七條の十三	新法第二十七條第一項
第七條の十四	新法第二十七條第一項
第七條の十五	新法第二十七條第一項
第七條の十六	新法第二十七條第一項
第七條の十七	新法第二十七條第一項
第七條の十八	新法第二十七條第一項
第七條の十九	新法第二十七條第一項
第七條の二十	新法第二十七條第一項
第七條の二十一	新法第二十七條第一項
第七條の二十二	新法第二十七條第一項
第七條の二十三	新法第二十七條第一項
第七條の二十四	新法第二十七條第一項
第七條の二十五	新法第二十七條第一項
第七條の二十六	新法第二十七條第一項
第七條の二十七	新法第二十七條第一項
第七條の二十八	新法第二十七條第一項
第七條の二十九	新法第二十七條第一項
第七條の三十	新法第二十七條第一項
第七條の三十一	新法第二十七條第一項
第七條の三十二	新法第二十七條第一項
第七條の三十三	新法第二十七條第一項
第七條の三十四	新法第二十七條第一項
第七條の三十五	新法第二十七條第一項
第七條の三十六	新法第二十七條第一項
第七條の三十七	新法第二十七條第一項
第七條の三十八	新法第二十七條第一項
第七條の三十九	新法第二十七條第一項
第七條の四十	新法第二十七條第一項
第七條の四十一	新法第二十七條第一項
第七條の四十二	新法第二十七條第一項
第七條の四十三	新法第二十七條第一項
第七條の四十四	新法第二十七條第一項
第七條の四十五	新法第二十七條第一項
第七條の四十六	新法第二十七條第一項
第七條の四十七	新法第二十七條第一項
第七條の四十八	新法第二十七條第一項
第七條の四十九	新法第二十七條第一項
第七條の五十	新法第二十七條第一項
第七條の五十一	新法第二十七條第一項
第七條の五十二	新法第二十七條第一項
第七條の五十三	新法第二十七條第一項
第七條の五十四	新法第二十七條第一項
第七條の五十五	新法第二十七條第一項
第七條の五十六	新法第二十七條第一項
第七條の五十七	新法第二十七條第一項
第七條の五十八	新法第二十七條第一項
第七條の五十九	新法第二十七條第一項
第七條の六十	新法第二十七條第一項
第七條の六十一	新法第二十七條第一項
第七條の六十二	新法第二十七條第一項
第七條の六十三	新法第二十七條第一項
第七條の六十四	新法第二十七條第一項
第七條の六十五	新法第二十七條第一項
第七條の六十六	新法第二十七條第一項
第七條の六十七	新法第二十七條第一項
第七條の六十八	新法第二十七條第一項
第七條の六十九	新法第二十七條第一項
第七條の七十	新法第二十七條第一項
第七條の七十一	新法第二十七條第一項
第七條の七十二	新法第二十七條第一項
第七條の七十三	新法第二十七條第一項
第七條の七十四	新法第二十七條第一項
第七條の七十五	新法第二十七條第一項
第七條の七十六	新法第二十七條第一項
第七條の七十七	新法第二十七條第一項
第七條の七十八	新法第二十七條第一項
第七條の七十九	新法第二十七條第一項
第七條の八十	新法第二十七條第一項
第七條の八十一	新法第二十七條第一項
第七條の八十二	新法第二十七條第一項
第七條の八十三	新法第二十七條第一項
第七條の八十四	新法第二十七條第一項
第七條の八十五	新法第二十七條第一項
第七條の八十六	新法第二十七條第一項
第七條の八十七	新法第二十七條第一項
第七條の八十八	新法第二十七條第一項
第七條の八十九	新法第二十七條第一項
第七條の九十	新法第二十七條第一項
第七條の九十一	新法第二十七條第一項
第七條の九十二	新法第二十七條第一項
第七條の九十三	新法第二十七條第一項
第七條の九十四	新法第二十七條第一項
第七條の九十五	新法第二十七條第一項
第七條の九十六	新法第二十七條第一項
第七條の九十七	新法第二十七條第一項
第七條の九十八	新法第二十七條第一項
第七條の九十九	新法第二十七條第一項
第七條の百	新法第二十七條第一項





